

都城市における土地利用のルール

～用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域～

規制内容版

用途地域、特別用途地区 及び特定用途制限地域の 建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	特定用途制限地域			備考		
														無指定	健康医療地区	工業流通業務保全型地区			
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の 延べ面積の1/2未満のもの																		非住宅部分の用途制限あり	
店舗等		①	②	③					⑤					④				① 2階以下。日用品販売店舗、理髪店及び 建具屋等のサービス店舗のみ。 ② 2階以下。①の店舗等に加え、物品販売 店舗、飲食店、換装代理店・銀行の支店、 宅建業等のサービス店舗のみ。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店は除く。 ⑤ 農産物販売所、農家レストラン等のみ。 ⑥ 1,000㎡以下	
【大規模集客施設】劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、 展示場、遊技場、馬券・車券・舟券売場に供する部分の 床面積の合計が10,000㎡を超えるもの																		※1	
遊技施設等				①		①					①		①				①	①	① 3,000㎡以下 ② 10,000㎡以下 ③ 客席200㎡以下 ④ 一部個室浴場等は除く ⑤ 馬券・車券・舟券売場は10,000㎡以下
事務所等			①															① 2階以下	
ホテル、旅館				①													①	①	① 3,000㎡以下
公共施設・病院・学校等		①	①						①										① 600㎡以下 ② 3,000㎡以下
工場・倉庫等		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	① 2階以下、300㎡以下。 ② 1階以下、600㎡以下。 ③ 2階以下、3,000㎡以下。④ 2階以下 また、①～③は延べ面積の1/2以下。 ④ 3,000㎡以下 ⑤ 1,500㎡以下 ⑥ 1,500㎡以下 ⑦ 500㎡以下 ⑧ 500㎡以下 ⑨ 500㎡以下 ⑩ 500㎡以下 ⑪ 500㎡以下 ⑫ 500㎡以下 ⑬ 500㎡以下 ⑭ 500㎡以下 ⑮ 500㎡以下 ⑯ 500㎡以下 ⑰ 500㎡以下 ⑱ 500㎡以下 ⑲ 500㎡以下 ⑳ 500㎡以下 ㉑ 500㎡以下 ㉒ 500㎡以下 ㉓ 500㎡以下 ㉔ 500㎡以下 ㉕ 500㎡以下 ㉖ 500㎡以下 ㉗ 500㎡以下 ㉘ 500㎡以下 ㉙ 500㎡以下 ㉚ 500㎡以下 ㉛ 500㎡以下 ㉜ 500㎡以下 ㉝ 500㎡以下 ㉞ 500㎡以下 ㉟ 500㎡以下 ㊱ 500㎡以下 ㊲ 500㎡以下 ㊳ 500㎡以下 ㊴ 500㎡以下 ㊵ 500㎡以下 ㊶ 500㎡以下 ㊷ 500㎡以下 ㊸ 500㎡以下 ㊹ 500㎡以下 ㊺ 500㎡以下 ㊻ 500㎡以下 ㊼ 500㎡以下 ㊽ 500㎡以下 ㊾ 500㎡以下 ㊿ 500㎡以下 ① 3,000㎡以下 ② 1,500㎡以下 ③ 3,000㎡以下 ④ 1,500㎡以下 ⑤ 3,000㎡以下 ⑥ 1,500㎡以下 ⑦ 3,000㎡以下 ⑧ 1,500㎡以下 ⑨ 3,000㎡以下 ⑩ 1,500㎡以下 ⑪ 3,000㎡以下 ⑫ 1,500㎡以下 ⑬ 3,000㎡以下 ⑭ 1,500㎡以下 ⑮ 3,000㎡以下 ⑯ 1,500㎡以下 ⑰ 3,000㎡以下 ⑱ 1,500㎡以下 ⑲ 3,000㎡以下 ⑳ 1,500㎡以下 ㉑ 3,000㎡以下 ㉒ 1,500㎡以下 ㉓ 3,000㎡以下 ㉔ 1,500㎡以下 ㉕ 3,000㎡以下 ㉖ 1,500㎡以下 ㉗ 3,000㎡以下 ㉘ 1,500㎡以下 ㉙ 3,000㎡以下 ㉚ 1,500㎡以下 ㉛ 3,000㎡以下 ㉜ 1,500㎡以下 ㉝ 3,000㎡以下 ㉞ 1,500㎡以下 ㉟ 3,000㎡以下 ㊱ 1,500㎡以下 ㊲ 3,000㎡以下 ㊳ 1,500㎡以下 ㊴ 3,000㎡以下 ㊵ 1,500㎡以下 ㊶ 3,000㎡以下 ㊷ 1,500㎡以下 ㊸ 3,000㎡以下 ㊹ 1,500㎡以下 ㊺ 3,000㎡以下 ㊻ 1,500㎡以下 ㊼ 3,000㎡以下 ㊽ 1,500㎡以下 ㊾ 3,000㎡以下 ㊿ 1,500㎡以下 ※2
砕石工場、生コンクリート工場、アスファルト製造工場及び その他これらに類する用途に供するもの(工作物)											①	①	①	①	①			① アスファルト等製造を除く	
卸売市場、火葬場、屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却施設																		※3 ※4	

※都城市では、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域の指定はありません。(H30.4.1時点)

- ※1 建築基準法別表第2
- ※2 建築基準法別表第2
- ※3 量については、建築基準法施行令第130条の9を参照
- ※4 建築基準法施行令第138条第3項第1号を参照
- ※5 準住居地域及び準工業地域は、全域で特定用途地区による追加規制があります。
- ※6 用途地域の定めがない地域(無指定)では、全域で特定用途制限地域による規制があります。(農用地、保安林、住宅目的の開発区域を除く)

- ◆ 用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域の規制地図は別刷りのパンフレット及びホームページをご覧ください。
- ◆ 本制限表は平成30年4月1日時点のものです。以後の法律・条例の改正によって内容が変わることがあります。
- ◆ 本制限表はすべての制限を掲載したものではありません。詳細は建築課へお問い合わせください。

【問合先】 ◆都市計画について 都市計画課 0986-23-2762 ◆用途制限・建築物・工作物について 建築課 0986-23-2091